

## 第二章 自由民権運動

### 第一節 国会開設運動

#### 一 その前夜―運動の発端―

八王子・三浦・小田原の動き 神奈川県下の自由民権運動は、一八八〇（明治十三）年六月の国会開設運動をもって本格的な幕明けの時代を迎える。この国会開設運動を通じて、神奈川の民権運動は、はじめて全県的な広がりを実現し、また

多数の活動家を生み出すことによって、運動の統一性と組織性を確保することができた。さらにまた、この運動を通じて、それまでのおくれを急速に克服し、民権運動の全国的レベルにまで達することが可能となった。しかし神奈川においても、国会開設運動は突如起こったものでなく、すでにその前夜に、二、三の注目すべき動きがあった。ここでは、まずその前史から述べてらう。

『東京横浜毎日新聞』によれば一八七九（明治十二）年十二月、八王子で成内頼一郎ら五十名の有志が第十五嚶鳴社を設立する準備にとりかかり、翌年一月七日には、同社の沼間守一を招いて開業式をあげている。嚶鳴社というのは、沼間守一の率いる都市知識人の政治結社で、東京横浜毎日新聞を機関紙に嚶鳴雑誌を発行し、当時東日本に二十余の支社と千名の社員を擁

していた。嚶鳴社の支社が八王子にできると、そこを拠点に活発な演説会が開始された。一月末には八王子学校で、二月には西多摩郡五日市で、三月には津久井郡吉野駅で、あいついで嚶鳴社員による演説会が開かれている。こうしてその後は、第四嚶鳴社のある「横浜ヲ始メ府中ニ二宮ニ五日市ニ吉野ニ久保沢ニ八王子ニ日野ニ皆有志者ノ結合ヲ為シ、毎月演説者ヲ招聘シテ大会ヲ開ク」(『朝野新聞』明治十三年十月二十日付)という盛況ぶりであった。そして一八八一、二年ともなれば、この地方の民権家と嚶鳴社との結びつきは強まり、神奈川県(明治二十六年までは多摩三郡を含む)は嚶鳴社の最大の基盤となったといわれる。(色川大吉『近代国家の出発』)。

○往居せらるる由に付託され専ら事務ヲ掌りしものと  
○内務省勸業局に於て各縣の水利及森林の改良を相濟し  
○府下一層其事業を盛大にし權限を専長にせんがため各府縣下府官へ出品を以てて目下勸業中のよし又人  
○即日横濱の大森文之助を高仰丸を以て大森省出納局  
用銀九百十三圓四分九厘金金銀四十三圓五厘五分  
厘此金貨十五圓九七錢を神戶同局へ檢送したり  
○神奈川縣下郡三浦郡三浦村に於てい麗某が狂信に  
て内省立憲の爲め一筆の論文を以て専ら同志を惹  
る由なるか當分は既に五十名の同志を得しこと  
○先頃特許して其地を以て又出稼其地は病氣養生の爲  
め去る十七日入居して其地を下高家郡小浜へ社がた  
たりと云ふ  
○大森省水災復原事務に於てい来る二月十日頃に該事  
務委員の集會あること  
○本日は枕崎町の八日橋に於て新成度橋東田向井貞  
天野引奉の諸君が時事とならば實務司の第十七回會  
友會と開かる由

「三浦郡諸君に告ぐ」

『東京横浜毎日新聞』明治十三年一月三十一日付

武州八王子を中心とする嚶鳴社の活動と平行して、一方の相州でも国会開設運動の前ぶれともいえる運動が起こっていた。一つは三浦郡三崎町で一八八〇(明治十三年一月末、町会議員、関直道が「三浦郡諸君ニ告グ」という国会開設願望の檄文を発表して、すでに五、六十名の賛同者を得たといわれ(『東京横浜毎日新聞』明治十三年一月三十一日付以下『毎日』と略す)、また三月初めには、同町議の大野彦兵衛が「国会開設建議諮問案」を起草して話題をよび、以来三崎はもちろん近傍の各村よりも之を聞き陸続同意する者多く、同意者殆んど八百七十余名に及んだといわれる。いま一つは小田原の動きで、同年三月当地へ遊説にきた愛国社の社員が、「民権拡張」を仁恵社社長吉野直典にはかったことから、「民権論者各地に輩出し、弥々同志結合して国会開設を政府に請願せんと同地は勿論各近在より有志者相会合してその委員を選挙」(『毎日』明治十三年三月十七日付)するという動きを見せている。

三崎や小田原のこうした動きが、一八八〇年六月の全相州の国会開設運動とどのようにつながるのははっきりしないが、恐らく中途で後者の大運動に合流していったものと思われる。ここで参考までに、三崎町の国会開設願望の二つの文書である「三浦郡諸君ニ告グ」と「国会開設建議諮問案」の内容をかいつまんで紹介しておく。

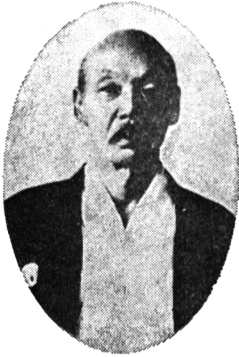
「三浦郡諸君ニ告グ」は一種の檄文で、国会開設が今日の急務であることを力説し、すでに千葉、岡山、福岡、広島、宮城等の諸県の有志は陸統と請願に立上っている。然るに我が神奈川県は、首都東京に隣接する「全国中ノ大県ニシテ開化先進ノ地」であるにもかかわらず、「今日ニ到ルマデ未ダ一人ノ議事ニ関シテ人民ノ連結ヲ謀ルノ義挙アルヲ聞カズ」(『毎日』明治十三年三月二日付)とのべて慨歎し、郡民の奮起をよびかけたものである。

もう一つの「国会開設建議諮問案」は、請願書の草案に相当するものである。この中で起草者は、人類に天賦の自由権利があることを確認した上で、国民の権利意識にふれながら次のように言う。日本人民は千数百年に及ぶ専制政治の下で、「唯命之従ノ卑屈心」に慣れ、自由の行使については禽獸にも劣る有様である。しかし我が国のおかれた現状をみるとこのままでいるわけにはいかない。「宜シク衆智ヲ集メ公議与論ノ帰スル所ヲ執テ」政治を行うべきである。公議与論の政治とは、「有司ノ権限ヲ度節スルニ有リ、有志ノ権限ヲ度節セント欲セバ宜シク憲法ヲ立ツルニ有リ、憲法ヲ立テント欲セバ則チ国会開設セザルベカラズ」(『毎日』明治十三年三月三日付)。このような論旨で国会開設を主張しているのである。この二つの文書は、思想的には素樸な天賦人權論と他県人への競争意識に根ざすものであるが、それなりにまた当時の地方民権家の政治意識がうかがえて興味深い。

### 桜井提案と第三

#### 回地方官會議

さて、以上のような武州八王子を中心とした嬰鳴社の宣伝活動と、相州の三崎及び小田原における国会開設請願の動きは、県下における民権運動の先駆をなすものであるが、それはちょうどこの時期に全国的な



福井直吉

規模ですすめられつつあった国会開設大請願の余波でもあった。

この大請願を推進した愛国社は、一八七九（明治十二）年十一月の第三回大会で画期的な国会開設請願を決定、翌八〇年三月の次期大会に向けて全国的な規模で請願運動を組織していった。そして三月の第四回大会では、二府二十二県八万七千余人の総代百十四名が大阪に集まり、これまでの愛国社を改組して国会期成同盟と改称し、代表片岡健吉、河野広中によって全国各地の署名人代表の名を連ねた「国会を開設する許可を上願する書」を天皇に提出することにした。この請願は結局政府によって拒否されたが、しかしそれ以後全国各地からの請願は一層活発になる。なおこの国会期成同盟には、神奈川は加わっていない。

国会開設運動は全国的に見れば、愛国社系政社の潮流・都市民権派の潮流・在地民権結社の潮流とよばれる三つの推進母胎をもっていた。本県の場合、大きく見れば在地民権結社の潮流に入っていく県議路線でまず国会開設運動が進められた。県議路線というのは、各府県の県議グループが連合または単独で主導した請願運動で、後述するように神奈川もこの範疇はんちゆうに入る。

県議路線の特徴は「士族社会を軸とした愛国社路線に対して農工商の職業にあり平民の族籍をもつ府県会議員を指導者とする組織路線」（内藤正中『自由民権運動の研究』一六四ページ）といわれるが、この路線成立の上で画期的な役割を果たしたのが千葉県

の一村議桜井静の提案である。桜井は一八七九（明治十二）年七月、「国会開設懇請協议案」なるものを『朝野新聞』に発表、同時に一万部を印刷して全国の府県会議員に発送した。それは、この年開設された府県会の権限の狭少さを慨嘆し、国会開設こそ府県の自治を確立する道だとのべて、全国の府県会議員が東京に集って協議し、国会開設を政府に懇請しようと訴えたものであった。この桜井提案は岡山県会の支持決議をはじめ各府

県に大きな反響をよんだ。神奈川の県議たちにもこのよびかけはあったらしく、大住郡出身の県議、福井直吉の文書中にもその写しが現存している。

ともあれ、一八八〇（明治十三）年後半には先にふれた三潮流の合流によって、国会開設運動は空前の高揚を示した。一八七四（明治七）年以降、全国からの建白・請願は今日わかつているものだけでも五十数件、署名数にして二十六万人以上にのぼった（江村栄一「国会開設建白書・諸願書の考察」『近代日本の国家と思想』）。

ところで、神奈川県下の本格的な国会開設運動は、愛国社Ⅱ期成同盟や他府県の運動とくらべると大分おくれてスタートした。

まずその発端からのべていこう。

一八八〇（明治十三）年二月、政府は第三回の地方官会議を東京に招集した。この会議には、さきの桜井のよびかけもあって、全国から百四名の府県会議員が傍聴のため上京した。そして同月二十二日その有志が両國中村楼に集合した際、茨城、岡山などの議員から国会開設の提案があり、日を改めて論議することにした。次いで開かれた二十四日の会議では三十七名の有志議員が集って意見を交したが、結局直ちに請願行動を主張するグループと「帰県の上、有志者を団結して更に建議する」『新聞集成明治編年史』第四卷一七三ページ）グループとに分れ、前者の意見をとる一府九県の代表二十五名はその場で元老院に建白した。この会議に神奈川県からも、神藤利八（高座郡、今福元願（同）、杉山泰助（大住郡）の三県議が出席していたが、採決では後者の意見にくみした。神奈川の三代表がそのような態度をとったのは、何よりも自県の運動のたちおくれからであった。ここにその辺の消息を語る一資料があるので紹介しておこう。これは県議で請願運動の総代となった福井直吉の演説草稿であるが、さきの府県会議員の会議の模様を伝えていて興味深い。

其節諸県ノ人ノ様子ヲ聞クニ、何レモ国会ノ説ナラザルハナシ。某県ニテハ己ニ昨年国会開設ノ事ヲ御願申シタト云イ、又某県デモ同様御願イ申シタ云々、或ハ此度願書ヲ持参シタト云イ……或ハ其事ニ着手シタト云イ、僅カニ数県ヲ除クノ外ハ夫々手続ヲ終リ、実ニ他県ノ進シタニハ恐入マシタ」  
〔福井直吉文書〕

まさに神奈川県は運動のおくれている点では、残りの「僅カニ数県」の中にいたのである。会議に出席した三県議が他府県の運動の高揚に驚くとともに、自県の運動のたちおくれを痛感させられたことは想像にかたくない。かくして神藤らは、「今直ちに賛成はできないが帰県後総代を選出し各府県とも一致団結」(内藤正中、前掲書一七四ページ)して運動することを誓って別れたのであった。

## 二 広がる運動

### 典型的な県議路線

地方官会議から帰った神藤、今福、杉山の三県議は、直ちに国会開設請願の準備に入った。まず相州出身の県会議員を中心に十四名で県総代を構成した。その顔ぶれは第十表の通りであるが、一人をのぞいて全員が平民の族籍をもち、現職または後の県議である。

ところでこの十四名の県総代は、相州を代表して全体の指導に当たると同時に、各郡の指導責任を分任していた。そして郡レベルでも県総代の下に、数名から数十名の郡総代を選出した。このような構成をとったのは、郡を単位に運動を組織したためであり、事実、県議主導の運動においては、県議の選挙区としての郡を基盤にすることが最も合理的であった。郡総代には郡役所書記、戸長、学区取締、村会議員など、郡村の有力者が多く選ばれた。また各郡の郡長の中にも、民権思想に理解を示し

第10表 相州国会開設運動の総代人名簿

氏名	年齢	出身郡	備考
松本福昌	21歳	足柄下郡	士族
長谷川豊吉	27	〃	平民・後県議
武尾弥十郎	39	足柄上郡	〃 現県議
下山万之助	36	〃	〃 〃
中川良知	39	洵綾郡	〃 〃
福井直吉	33	大住郡	〃 〃
杉山泰助	38	〃	〃 〃
霜島久円	43	愛甲郡	〃 〃
小宮保次郎	42	〃	〃 後県議
今福元穎	36	高座郡	〃 現県議
神藤利八	34	〃	〃 〃
山本左衛門	31	〃	〃 〃
塩谷与太郎	36	三浦郡	〃 〃
梶野敬三	27	津久井郡	〃 後県議

資料編13近代・現代(3)『国会開設ノ儀ニ付建言』から作成

さて、郡段階の総代がきまり態勢が整うと、次に国会開設請願の檄文と総代の氏名を連署した縮盟書（又は縮約書ともいう）が郡ごとに作成され配布された。これらの文書は署名運動に活用したものであるが、足柄上郡などでは、村ごとに縮約書を署名簿のあたまにつけて回覧している。ここで少々長くなるが、縮盟書の全文を掲げて内容を紹介しておく。

## 縮盟書

我輩聖ナル

天皇陛下ハ天地神明ニ誓ハセラル

運動を側面から支援する者がいた。そのような郡長に、足柄上郡の中村舜次郎、大住洵綾郡の山口左七郎、愛甲郡の中村稻八郎らをあげることが出来る。県議で筆頭総代の今福元穎が運動に着手するにあたり、相州各郡の郡長はもちろん有志諸氏と計ったと語っているのも、その辺の事情をさしているであろう。

なおここで、神奈川県内のうち、相州（九郡）だけを取り上げて武州（六郡）にふれないのは、組織だった運動が確認できないからである。一説によれば、同時期に武州でも石坂昌孝らが発起人となって、国会開設請願の檄文が廻されたが、有志の多くが当時横浜を中心とする商権回復運動に忙殺されて、国会開設運動にまで手がまわらなかったと言われている（『町田市史』下巻）。

聖意ヲ詔シテ曰ク、広ク集議ヲ尽シ万機公論ニ決スト、是実ニ明治初年即位ノ始メタリ、当時国民未タ封建之余習ニ慣レ、其ノ羈絆ヲ脱セズ、卑屈ニ安ンズルノ風俗尚存スル有テ此ノ聖意ノ所在ヲ顧慮細志スル者アラザリ、然リ而シテ気運漸ク変遷シ今哉勅諭ノ責ムベキヲ知リ、且自治ノ重ンズベキヲ覚リ而シテ国会開設ヲ政府ニ請願シ、以テ至仁ナル

聖意ニ報ヒ奉ラント欲スルモノ陸統東西ヨリ起ルニ至レリ。嗚乎時既ニ如斯、時己ニ如スナルヲ以テ我高座郡有志輩苟モ此ノ時運ニ際シ豈傍觀座視ヲ分トシテ甘ンズベケンヤ、因テ今回同志者憤然締盟約結シ、以テ国会開設ノ議ヲ政府ニ願望セント欲ス。抑モ此ノ挙タルヤ下ハ以テ国民ノ自由福祉ヲ永遠ニ保存スルノ志望ニシテ、上ハ以テ天皇陛下ノ降恩へ報ヒ奉ラント欲スルニ在リ。故ニ此一事ニ関シ将来多少之艱難ニ会フモ敢テ志向ヲ変スル事ナカラシメニ茲ニ締盟約結ノ連署スルモノ如斯也

締約書

明治元年我叡聖文武ナル

天皇陛下ハ天地神明ニ誓ヒ玉ハセラレ、詔シテ曰ク、広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシトノ勅諭ニ奉答セント、既ニ今回吾郡人民同志ト謀リ締盟約結シ、国会開設ヲ請願シ国民ノ福祉ヲ永保セントシ、后来変心挫折ナカラシメン為メ締約連署スル如斯也

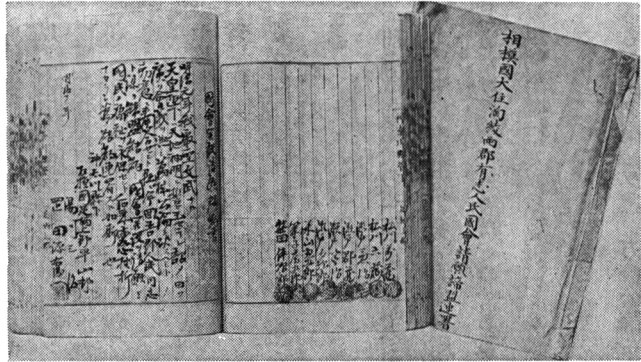
明治十三年四月

前者は郡総代の「締盟書」で、現在高座郡と大住・洵綾郡から発見されているが、文面は全く同じで、総代〓署名人の数だけが高座郡の三十二名、大住洵綾郡の四名と異なるだけである。恐らく全県共通の締盟書のモデルがあつて、それを郡名と署名者だけ変えて用いたものであろう。一方後者は足柄上郡の各村の請願署名簿のあたりにつけた「締約書」で、同様のものが愛甲郡半原村（資料編13近代・現代(3)一三）にも残っている。

これら二つの文書は長短のちがいはあるが、内容的には同じもので今回の国会開設運動は明治初年の「五箇条の御誓文」にある「広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」という「聖旨」にこたえる運動であり、それによって国民の福祉を永く保存しよ

(以下署名略)





小田原市立図書館蔵

国会開設請願署名

うとするものである。そのため運動の途中で変心挫折しないよう盟約するものだ、という趣旨である。五箇条の御誓文という体制側の論理を、自己の主張の論拠にとりこむというこのような発想を、色川大吉氏は民権期の明治人に特有の「読みかえの論理」とよんでいるが、たしかにこうした方法が当時としては最も説得性があつたのであろう。

### 郡村ぐるみの運動

さて、一八八〇（明治十三年）三月五日からはじまった請願署名

運動はたちまち大きな反響をよび、六月初までに相州九郡五百五十九町村で二万三千五百五十五名という大量の署名を集めた。この成果は他府県のそれと比較しても遜色はなく、署名数では高知、広島、岡山、長野などととも、全国でもトップレベルの地位（第十一表参照）を占めている。また、当時の相州九郡の総戸数は七万六千二百戸（明治十四年『神奈川県統計書』）であるから、署名者を戸主とした場合、三戸に一戸の割合で署名が行われたことになる。まさに空前の壮挙と言えよう。しかしこのような大量署名の運動は、相州ではこれが最初ではなかった。二年前の一八七八（明治十二年）十一月、大住郡真土村で起きた悪徳地主、松木長右衛門殺害事件の被告に対する助命嘆願運動でも、大住、洵綾、愛甲の三郡で百三十六か村一万五千人の署名を集めていた。

それにしても二万三千もの大量の署名が、しかもわずか三か月間にどのようにして集められたのであろうか。後藤靖氏は福島、福井、長野など国会開設運動で大量の署名を集めた民権運動新興地域における運動を総括して、次のような特徴づけをさ

第2章 自由民権運動

第11表 請願署名数上位10県

府	県	署名数
高	知	47,575人
広	島	26,393
岡	山	25,205
神	奈	23,555
長	野	23,536
静	岡	20,000
福	岡	13,357
茨	城	12,264
群	馬	12,107
栃	木	10,924

江村栄一『国会開設建白書・請願書の考察』『近代日本の国家と思想』

れている。

「運動の指導層は豪農層で、多くは県会議員や村役人ないしその子弟である。そのすぐ下に中位の農民層の中から輩出してきた積極的な運動推進者があり、その下に広汎な全農民層が支持基盤として存在していた、ということである」（後藤靖『自由民権』一〇七ページ）と。国会開設運動におけるこのような「階級構成」は、そのまま神奈川の運動にも適用できると思う。県会議員（大豪農⇨地方名望家）―戸長、郡書記（中小豪農⇨在村有力者）―農民という序列が、この大運動の組織構成をなしているからである。この序列は当時の村落共同体の階層制をあらわすものであるが、このような共同体組織と郡村の行政機構とをフルに利用したところに、大量署名獲得の秘密があったのである。

大量署名の秘  
密とその分析

ここで若干、署名簿の分析をしておこう。小田原の市立図書館に保管されている有信会文庫に、足柄上郡及び大住・洵綾郡（この二郡は郡長兼任の行政区）の署名簿があるので、それを用いて考察してみる。それによ

ると、両郡の署名数は第十二表の通りで、足柄上郡の署名数が数においても率においてもはるかに上回っていることがわかる。足柄上郡では、湯触村（戸数二十七戸）の一〇〇名、川西村（同九十八戸）の九五名をはじめ、全体として高率で郡平均でも八三・三名に達している。それに対して大住・洵綾郡は、郡平均の署名数も二〇・七名と低く、署名数五〜十人未満の村数が五十村にも上っており、全く無署名の村も三村ある。また、村会議員だけの署名にとどまっている村が八村ある。

さらに両郡における署名数の分布状況を検討すると、県総代及び郡総代の居

第12表 足柄上, 大住 陶綾 両郡の署名状況

	足柄上郡	大住 陶綾郡
総戸数(A)	6,533	14,028
署名数(B)	5,443	2,899
平均(B/A)	83.3%	20.7%
村数(C)	85	134
署名村数(D)	85	131
平均(D/C)	100%	97.8%

小田原市立図書館所蔵の署名簿から作成

村が高いことは当然であるが、全体としては平場の米作地帯よりも、山村の畑作地帯の方が多くの署名を集めているようである。あとでふれるように、神奈川県下の自由民権運動は、主として東山養蚕地帯の辺縁部にあたる県内内陸の諸地域で展開されるのであるが、ここに早くもその地域的特色が形成されつつあったことがわかる。

さいごに署名獲得の方法についてひと言ふれておこう。先述の二冊の署名簿を見ると、署名者の筆跡が村ごと同一人のものであることがわかる。このことは村の代表に署名を一括して委任したことを示している。同様の方法が上記の二郡だけでなく他郡でもとられたようである。たとえば愛甲郡では、「有志百十余人ノ集會ヲ厚木町長福寺ニ開催、請願人ノ調印ヲ執ルコトハ総代ニ一任」(天野政立文書)している。このような署名方法には色いろな問題があろう。たとえば署名者個人の意志がどれだけ尊重されたかという問題である。大量署名をめざす意味からも、村の共同体組織と郡村の行政機構をそのまま利用するという方式のもとでは、個人の意志を無視して署名を強制するというケースも十分考えられる。しかし同時に

留意しなければならぬ点は当時の一般民衆に国会開設の意義やそれを訴えた文書が、どれだけ理解できたかということである。県議で県総代の今福元頼はそのことにふれて、「無知の細民には初めより憲法又は国会など六ヶ敷事を説くも通曉すまじきゆえ、自由の人民には必ず参政の権利ある旨を示し、漸くして了解するを得て、始めて参政の権を得るは国会を起すにあらんと説き、遂に請願書に連署せしめた」(『郵便報知新聞』明治十三年六月十二日付)と語っているが、しかし自分の姓名すら書くことのできない民衆に、このような説得がどれだけ通じたか疑わしい。つまり、署名簿が村ごと同一人の筆跡であったり、一

括して調印をとるような署名方法がとられたのも、当時の民衆の知的ないし教育水準を考慮した措置だと考えることもできよう。なお、このような一括署名の方式は、神奈川だけでなく広く他県でも行われていたようである（内藤正中『自由民権運動の研究』）。

### 三 県令の妨害

#### 野村県令の妨害と干渉

相州の国会開設運動は、はじめから大した妨害もなく、請願署名も比較的順調にすすんだようである。地域によつては郡長の積極的な支援のもとに、郡書記、戸長などが運動の先頭に立つところもあらわれた。こうして、二万三千余という大量の署名をかなり短期間に集めることができた。

さて、六月五日、県総代たちは各郡ごとにまとめた署名簿をたずさえて、元老院へ建白のため上京した。建白前後の行動については、最近発見された大和市上和田の小川正文書（『棒呈日誌』）に詳しいので、以下これを参考にしてのべていく（遠藤憲雄「郷土における国会開設運動」『大和市史研究』創刊号）。

上京当夜、総代たちは都内芝区紫井町の旅館、和泉屋に投宿して翌日を迎えたが、足柄上、津久井二郡の総代の到着がおくれたため、建白を七日に延期しなければならなくなった。この二郡の総代の遅延には大分苦慮したようである。六月八日からは定例の県会がはじまるため、大部分の総代は帰県しなければならず、最悪の場合は足柄上、津久井を除く七郡だけの建白も覚悟しなければならなかった。

ところがそこへ、思いがけない事件が起きた。神奈川県書記官、河野通倫が使者を通じて次のような書簡を届けてきたので